

北海道知事 鈴木 直道 様

北海道環境影響評価審議会

会長 山下竜一



(仮称)石狩湾洋上風力発電事業計画段階環境配慮書について(答申)

令和2年7月13日付け環境第371号で諮問のありましたこのことについて、次のとおり答申します。

記

本事業は、石狩市及び小樽市の沿岸から水深60m程度までの約140,000haの海域を事業実施想定区域として、海平面からの高さ最大310m、ローター直径最大260m、最大200基の着床式風車による最大出力1,000,000kWに及ぶ洋上風力発電所を設置する計画である。

事業実施想定区域及びその周辺には暑寒別天壳焼尻国定公園及びニセコ積丹小樽海岸国定公園や、海鳥の重要生息地(マリーンIBA)、オオセグロカモメなどの海鳥の繁殖地、ワカメ場などの藻場といった動植物の注目すべき生息地等が存在するほか、ネズミイルカなどの希少な海生生物の生息等の情報があり、また、石狩湾一帯を含む沿岸域は、カレイ類、ニシンの産卵場が存在し生産性が高い等の理由で「生物多様性の観点から重要度の高い海域」に選定されている。さらに、同区域及びその周辺には、他事業者の既設風力発電所や計画中の風力発電事業が複数存在している。

以上を踏まえ、本事業による環境影響を回避又は十分に低減するため、事業者は次の事項に的確に対応すること。

## 1 総括的事項

(1) 今後の対象事業実施区域の設定、事業の規模、風車の配置及び構造・機種の検討に当たっては、2の個別的事項の内容を十分に踏まえ、複数の専門家等から助言を得るなどしながら、各環境要素に係る環境影響について適切な方法により調査を行い、科学的知見に基づいて予測及び評価を実施し、その結果を事業計画に反映させること。

なお、その過程において、重大な環境影響を回避又は十分低減できない場合若しくは回避又は低減できることを裏付ける科学的根拠を示すことができない場合は、事業規模の縮小など事業計画の見直しを行うことにより、確実に環境影響を回避又は低減すること。

(2) 本配慮書では、風況や水深から検討対象エリアを抽出した上で、法令等による制約、石狩市の風力発電ゾーニング計画書に示されたゾーニングマップ、環境及び社会面への配慮、地元との調整をもとに事業実施想定区域及び風車設置想定区域を設定したとしている。しかし、その検討過程の説明が不十分で分かりにくいものとなっていることから、方法書ではその検討過程について分かりやすく記載すること。

(3) 本配慮書では計画段階配慮事項として選定されていないが、海底ケーブルの敷設などによる水の濁りの影響、地形改変や施設の存在による流向・流速の変動に伴う海底地形や砂浜の変化、及びそれらが生物相に及ぼす影響、さらに施設の稼働に伴う水中音による海生生物への影響などについても懸念されることから、方法書以降の手続きにおいては、計画段階配慮事項の

選定の有無に関わらず、影響を受けるおそれがある項目については漏れなく環境影響評価の項目として選定した上で、最新の知見等に基づき、適切に調査、予測及び評価を実施すること。

- (4) 事業実施想定区域及びその周辺には他事業者の既設風力発電所や環境影響評価手続中の風力発電事業が複数あり、これらの風力発電所等との累積的影響が生じるおそれがあることから、必要な情報を入手した上で、本事業との累積的影響について適切に調査、予測及び評価を実施すること。
- (5) 石狩市のゾーニング計画を踏まえ、市と十分に調整を図り、方法書ではその結果を反映した計画とすること。
- (6) 今後の手続きに当たっては、関係市、住民等への積極的な情報提供や説明などにより、相互理解の促進に努めること。また、事業実施想定区域内には漁業権設定区域が含まれていることから、風車の配置などの事業計画の検討に当たっては、特に漁業関係者からの理解が得られるよう事前に十分な協議や調整を行うこと。
- (7) インターネットによる環境影響評価図書の公表に当たっては、広く環境の保全の観点からの意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや、環境影響評価図書の内容の継続性を勘案し、法令に基づく縦覧期間終了後も継続して公表しておくことなどにより、利便性の向上に努めること。

## 2 個別的事項

### (1) 動物

- ア 事業実施想定区域及びその周辺には、ウミガラス等の希少な海鳥の繁殖地である天売島を中心とした海鳥の重要生息地（マリーンIBA）、オオセグロカモメなどの海鳥の繁殖地、ニシンなどの海産魚類の産卵場及び稚仔の成育場が存在し、石狩湾一帯を含む沿岸域が「生物多様性の観点から重要度の高い海域」に選定されているほか、専門家ヒアリングにおいて、希少なコウモリ類の生息、ネズミイルカなどの希少な海生生物の生息などに関する情報も得られている。このため、関係機関や専門家等からの助言を得ながら、当該区域上空を飛翔又は海域を利用する可能性のある希少な鳥類やコウモリ類、海生生物の生息状況や海産魚類の産卵場及び稚仔の成育場などに関する詳細な調査を行うこと。その上で、バードストライクやバットストライク、工事に伴う騒音や水の濁り、生息環境の変化などの影響について適切な方法により予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置、工事の方法・時期等の検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。
- イ 風車の設置などにより改変する可能性のある環境に生息する動物相については、専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な動物種について、適切な方法により予測及び評価を実施し、生息環境への影響を回避又は十分に低減すること。

### (2) 植物

- ア 事業実施想定区域には、ワカメ場などの藻場が存在していることから、海底ケーブルの敷設などに伴う改変箇所の検討に当たっては、それらへの影響範囲を避けることなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。
- イ 風車の設置などにより改変する可能性のある環境に生育する植物相については、専門家等からの助言を得ながら的確に把握するとともに、重要な植物種について、適切な方法により予測及び評価を実施し、生育環境への影響を回避又は十分に低減すること。

### (3) 景観

ア 本配慮書では、主要な眺望点については、関係自治体や観光協会のホームページに掲載の情報などに基づき選定しているが、関係機関等へのヒアリングなどにより他に選定すべき眺望点がないか改めて検討すること。また、地域住民が日常生活上慣れ親しんでいる場所についても必要に応じて主要な眺望点として選定すること。その上で、適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。

イ 事業実施想定区域及びその周辺には、雄冬岬海岸の海食崖などの優れた景観資源を有する暑寒別天売焼尻国定公園、小樽海岸海域公園地区を有するニセコ積丹小樽海岸国定公園が存在しております、風車の設置により公園内外からの眺望景観に重大な影響を及ぼすおそれがある。また、本事業により設置される風車のサイズや基数が大規模であることから、場所によっては風車の垂直見込角が大きくなると予想されるだけでなく、石狩湾沿岸一帯から風車群が広い範囲で視認されるようになり、日本海を望む景観に重大な影響を及ぼすおそれがある。このため、こうした景観への影響について適切な方法により調査、予測及び評価を実施し、その結果を風車の配置検討に反映することなどにより、影響を回避又は十分に低減すること。